

介護予防福祉用具貸与
重要事項説明書

有限会社 ともみ工房

重要事項説明書

介護予防福祉用具貸与にあたり厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業所の概要

事業所名	有限会社 ともみ工房
所在地	島根県雲南市三刀屋町三刀屋1129番地4
電話番号	0854-47-7283
事業所指定番号	島根県知事 3271400289
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与
事業の実施地域	通常：仁多郡・雲南市・飯石郡・出雲市 松江市・大田市

2、事業の目的と運営方針

事業の目的 高齢者の「人生の質」の向上に寄与すること

運営の方針（概略）

- ＊ 利用者の意志・人格を尊重し、法律を遵守し適切な福祉用具を提供する。
- ＊ 利用者の可能性を最大限に引き出す自立支援・介護者の介護負担の軽減になるようにつとめる。
- ＊ サービス提供にあたり利用者の状況環境を把握し目標に応じたものを他のサービスと連携をとって提供を行う。
- ＊ 清潔・安全な機能を有するものを貸与する
- ＊ サービスの質の向上を目指し、研修で熟知した専門相談員を配置し、利用者本人の選択に合致するものを提供する。
- ＊ 利用者・家族からの苦情に適切に対応する。

3、職員の体制

管理者 1名 常勤

職務内容 従事者の管理及び販売に係わる調整、業務の実施状況の把握、教育、相談、その他の管理を一元的に行う。

上記の内容を遵守させるため、必要な指揮命令を行うとともに、自らも介護予防福祉用具の提供にあたるものとする。

専門相談員 3名 常勤

職務内容 利用者の心身状態、希望及びその環境を踏まえた適切な介護予防福祉用具提供の選定援助、取付及び調整等を行う。

その他の従事者 1名

職務内容 利用者や介護者、介護支援専門員等からの連絡を受けたり、請求、経理事務を行う。

4、営業時間

平日 午前8時30分～午後5時30分まで

5、営業しない日

毎週土・日曜日・祝日及び8月12日から15日と12月30日から1月6日は休業します。

6、サービスの概要

① 福祉用具貸与サービスの種類	左記事項は「福祉用具レンタルサービス契約書」に記載のとおりです。
② 福祉用具の品名	
③ 保険給付適用の有無	
④ 利用料	

7、交通費等

無料です。ただし、通常の事業実施地域外で行う提供に要した交通費、設置に特別な措置が必要な場合は利用者又はその家族に対し同意を得て実費をいただきます。

8、解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

9、相談及び苦情の受付窓口

電話：0854-47-7283 FAX：0854-47-7284

受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし上記の休業日はのぞきます）

担当者：景山稔久

10、緊急時の連絡先

連絡先 （有）ともみ工房 担当者 景山稔久

電話：0854-47-7283 FAX：0854-47-7284

休業日及び営業時間外の相談・苦情及び緊急時の連絡先

携帯電話 080-6314-8625 担当 景山稔久

携帯電話 080-6314-8640 担当 上代康之

11、緊急時の対応

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

(乙) 当事業所は甲 1 に対する福祉用具の提供にあたり甲 1，甲 2 に対してサービス内容説明書・取扱説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容・取扱説明・注意事項及び重要事項を説明致しました。

(乙) 介護予防福祉用具貸与サービス事業者
 有限会社 ともみ工房 印
 島根県雲南市三刀屋町三刀屋 1129 番地 4
 説明者氏名 印

(甲) 私は、サービス内容説明書・取扱説明書及び重要事項説明書に基づき、乙からサービス内容・取扱説明・注意事項、及び重要事項の説明を受けました。

(甲 1) 利用者 住所
 氏名 印

(甲 2) 利用者の家族 住所
 氏名 印

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、利用者（ ）または代理人（ ）、および利用者の家族（ ）は、（有限会社 ともみ工房 ）が、利用者及び利用者の家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な時間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当学会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当学会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合

3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない、また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名 印

代 理 人 住 所

氏 名 印

利用者の家族 住 所

氏 名 印